

**令和6年度伊豆地域におけるウェルネスツーリズム推進事業業務委託
企画提案募集要領**

令和6年度伊豆地域におけるウェルネスツーリズム推進事業業務委託の企画提案を公募し、同業務の委託先を選定する。

1 募集概要

(1) 業務目的

本事業は、伊豆地域において、太古から続く大地の営みがもたらした恩恵である、景観、温泉、食、東京2020オリンピックを契機に新たに活用が期待されるスポーツ資源を融合させ、ウェルネスツーリズムの視点でのツアー造成や、新たな体験コンテンツを造成し、提供することで、地域内での周遊を促進させ、滞在日数の長期化及び旅行消費単価の上昇に繋げ、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(2) 業務名

令和6年度伊豆地域におけるウェルネスツーリズム推進事業業務委託

(3) 業務委託者

静岡県知事

(4) 執行所属

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ政策課

2 募集業務の内容

(1) 業務内容 ※業務内容の詳細については別添企画提案仕様書による。

ア 商品造成

イ モニターツアーの実施

ウ プロモーションの実施

エ 誘客受入体制及びコンテンツの販売体制整備

(2) 成果の報告

業務終了後に、別添企画提案仕様書に基づき成果物を提出する。

(3) 委託業務期間

契約日から令和7年2月21日（金）

(4) 委託限度額

6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 委託費の支払方法

委託契約業務完了検査合格後、委託業務に要した額と、契約金額のいずれか低い額を支払う。

3 応募資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 静岡県内に本社、支社、営業所等の業務拠点を有する企業又は団体であること。

(2) 提案する業務計画について、他の機関から採択を受けていないこと。

- (3) 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (7) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	部数	備考
参加表明書 (様式第 1 号)	1 部	
企画提案書	7 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正本 1 部、副本 6 部を A4 で作成、ただし、A3 折り込み可能 ・ ページ番号を入れること。 ・ 副本には提案者が特定できるものを記載しないこと。
見積書	1 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意様式で提出すること。 ・ 項目ごと、内訳がわかるよう記載すること。
法人の登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	1 部	

(2) 提出先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁東館11階
静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ政策課
電子メールアドレス：sports-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 提出期限

・参加表明書

令和6年8月23日（金）正午まで

提出は電子メールにて4（2）の提出先まで送信の上、その旨を電話で連絡すること。

・参加表明書以外

令和6年8月30日（金）正午まで

提出は電子メール、郵送又は持参によること。電子メールの場合は4（2）の提出先まで送信の上、その旨を電話で連絡すること。持参の場合は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から1時までの間を除く）とし、令和6年8月30日（金）は正午までとする。郵送の場合は、令和6年8月30日（金）正午必着とし、書留など発送・配達の確認できる方法によること。

(4) 様式等の入手方法

静岡県ホームページ「[スポーツ政策課からのお知らせ（新着情報）](#)」から取得すること。

URL：<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002057/1041007/1065061/1065069.html>

5 質問の受付及び回答

本業務に関して質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により提出することとし、電子メールにて送信の上、その旨を電話で連絡すること。

(1) 受付期間

令和6年8月16日（金）から令和6年8月23日（金）正午まで

(2) 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ政策課
メール：sports-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 回答方法

質問と回答を静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ政策課ホームページに掲載する。

(4) その他

電子メールには、担当窓口の部署、担当者名、連絡先等を併記すること。

6 契約候補者の特定

提出された企画提案書をもとに、伊豆地域におけるウェルネスツーリズム推進事業業務委託受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で評価を行う。

なお、契約候補者の選定に当たっては、以下の掲げる審査項目及び評価内容に基づき、企画提案書により提案内容の評価を行い、企画提案の内容、業務の実施能力等をプレゼンテーション審査で評価・採点し、審議の上、選定する。

<審査項目、評価内容、配点>

審査項目	評価内容	配点
本事業に対する総合的な考え方に関する事項	事業に関する考え方及び委託業務の趣旨・目的との整合性	10点
業務遂行能力に関する事項	業務を効果的、効率的に遂行するための実施体制等の業務遂行能力	10点
専門性に関する事項	本事業の実施が可能と認められる専門性及び伊豆地域の観光資源の理解とその活用の考え方	10点
事業内容に関する事項	①事業趣旨	5点
	②実施スケジュール	5点
	③商品造成	15点
	④プロモーションの実施	15点
	⑤誘客受入体制及びコンテンツの販売体制整備	15点
	⑥将来的な展開	10点
積算内容の妥当性に関する事項	見積りの業務内容との整合性	5点
合計		100点

(1) 実施日時

令和6年9月6日(金)10時から

(2) 実施場所

静岡県庁別館2階第一会議室C(静岡市葵区追手町9-6)

(3) 所要時間

プレゼンテーション 15分程度

質疑応答 10分程度

※集合時間、場所等は、企画提案希望者各者にメールにて改めて通知する。

※プレゼンは企画提案書のみで行い、追加資料の使用は認めない。

(4) 契約候補者の特定

評価委員会の評価が高い順に、委員長が本業務の契約候補者1者、次順位者1者を特定する。なお、同点の場合は、見積額の低い者を優先して特定し、見積額が同額の場合は審査委員の協議により特定する。

評価点が基準点全体の60%未満(評価委員の合計点の平均が60%未満)の場合は、契約候補者として選定しない。参加者が1者のみであっても、評価点が全体の60%以上であれば、契約の交渉を行う。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、辞退者を除くすべての企画提案者に対してメールで通知する。

(6) 非選定理由の説明

非選定通知書を受け取った者は、通知の翌日から5日(土曜日及び日曜日を除く)以

内に書面（任意形式）により、非選定理由の説明を求めることができる。書面の提出先は「10 問合せ先」を参照。

7 契約の締結

(1) 契約方法

契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、「令和6年度伊豆地域におけるウェルネスツーリズム推進事業業務委託企画提案仕様書」に基づき提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終的に決定する。

なお、契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

(2) 契約保証金

契約に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16に基づき契約保証金の納付を求める。ただし、契約候補者が静岡県財務規則（昭和39年3月21日規則第13号）第55条第2項各号に該当する場合は、この限りではない。

(3) 労働関係法令遵守に関する誓約書の提出

契約候補者は静岡県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

なお、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

8 その他留意事項

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。

(2) 企画提案は1者につき1案とする。

(3) 審査結果に関する疑義は、一切受け付けない。

(4) 企画提案に係る一切の経費は提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。また、企画提案書による提案内容は県に帰属する。

(5) 本業務は必ずしも当該企画提案の内容に沿って行うものではなく、実施にあたっては、提案内容を基に委託者と協議して実施内容を決定する。

(6) 本契約により制作された制作物の著作権は、原則として委託者に帰属することとし、委託者以外の者が所有する著作権等に係るものを除き、次年度以降も継続する、又は今後実施する他の事業において使用する可能性がある。

(7) 企画提案内容は、採用された場合に受託者が責任を持って実現できるものとする。なお提案者の事情（調整先を含む）により、提案内容が実施できない場合においては、当該提案にかかる金額を契約額から減額し、変更契約を行う場合がある。

9 スケジュール

- ・令和6年8月16日（金） 募集要領を静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ政策課ホームページにて公告
- ・令和6年8月23日（金） 参加表明書の提出期限・質問受付期限
- ・令和6年8月30日（金） 企画提案書等の提出期限
- ・令和6年9月6日（金） プレゼンテーション

10 問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL：054-221-3744 FAX：054-221-2980

MAIL：sports-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp